社会福祉法人まるに保育所役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 社会福祉法人まるに保育所役員及び評議員に対して支給する報酬及び費用弁償の 額、並びにその支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところに よる。
 - 1 役員とは、理事及び監事をいう。
 - 2 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
 - 3 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費(交通費、宿泊費を含む。)及び手数料等 の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬)

第3条 役員及び評議員の報酬等は、社会福祉法人まるに保育所定款第9条及び第23条 に定めるとおり無報酬とする。

(費用弁償)

第4条 この規程に定めるもののほか、費用弁償の支給方法については、社会福祉法人まるに保育所旅費規程による。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める 報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃を必要とするときには、評議員会の議決を経てこれを行う。

附則

この規程は平成29年6月1日(評議員会の議決日)から施行し、平成29年4月1日から 適用する。